

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分（国は1週間当たり38時間45分）と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となります。

なお、一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の割り振りを行っています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年につき最大20日付与され、前年からの繰越分を含めると最大40日となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることが目的で設けられた休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇です。（種類及び日数は下表のとおりです）
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。
組合休暇	労働組合の業務または活動に従事するために認められる休暇です。

(特別休暇の種類及び日数)

種 類	日 数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日（市規則で定める治療の場合は10日）の範囲内の期間
出産の場合	産前6週間前から産後8週間を経過するまで
妊娠又は出産に関し保健指導又は健康診査を受ける場合	1回につき1日の範囲内で必要と認められる時間
妊娠中に、交通機関の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
妊娠中に、つわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	7日の範囲内で必要と認められる期間

生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
忌引の場合	配偶者7日、父母7日、子5日、祖父母3日等
配偶者及び父母の祭日の場合（※）	それぞれ1日
感染症の場合	その都度必要と認められる期間
災害による住居の滅失又は破壊の場合	1週間の範囲内で必要と認められる期間
結婚の場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
妻の出産の場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため	妻の産前6週間前から産後8週間を経過するまでの期間における5日の範囲内
小学校就学前の子を看護する場合	1年において、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の範囲内
要介護者を介護する場合	1年において、要介護者が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の範囲内
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間
災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	その都度必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（災害、介護ボランティア等）を行う場合（※）	1年において5日の範囲内で必要と認められる期間
夏季において心身の健康保持等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から9月までの期間内において7日の範囲内の期間

（※）が付いている休暇は、フルタイム会計年度任用職員には適用されません。

（3）年次有給休暇の取得状況

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は14.3日となっており、令和4年（12.1日）と比べて2.2日増加しています。

また、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の年次有給休暇の平均取得日数は13.6日でした。

(4) 育児休業等の取得状況

- ① 育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間（フルタイム会計年度任用職員においては、1歳6カ月に満たない子を養育するため、その子が1歳6カ月に達する日までの期間）を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

令和5年度の育児休業の職員の取得状況は、85人（男性18人うち新規取得16人、女性67人うち新規取得29人）でした。

令和5年度の育児休業のフルタイム会計年度任用職員の取得状況は、いませんでした。

- ② 部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しないことを可能とする制度で、休業した期間の給与は減額されます。

令和5年度の部分休業の職員の取得状況は、53人（男性4人うち新規取得1人、女性49人うち新規取得9人）でした。

令和5年度の部分休業のフルタイム会計年度任用職員の取得職員は、いませんでした。

- ③ 育児短時間勤務制度とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一定の勤務形態（週19時間25分から24時間35分）により勤務することができる制度で、給与は勤務時間数に応じた額が支給されます。

令和5年度に育児短時間勤務制度を取得した職員は、5人（男性0人、女性5人うち新規取得2人）でした。

(5) 時間外勤務の状況

令和5年度における支給職員1人当たりの月平均時間外勤務時間（一般職員）は、11.6時間となっており、令和4年度（12.8時間）と比べて、0.8時間減少しました。

なお、四半期ごとの状況は下表のとおりです。

（単位：時間）

第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	年間
13.3	10.4	10.3	12.3	11.6